

## 設立認可について

<根拠>

中小企業等協同組合法 第27条の2第1項

<設立認可フロー>

ご準備いただく書類

- ① 中小企業等協同組合設立認可申請書
- ② 定款
- ③ 事業計画書
- ④ 役員名簿（役員の氏名及び住所を記載した書面）
- ⑤ 設立趣意書
- ⑥ 誓約書（設立同意者の全てが組合員たる資格を有するものであることを発起人が誓約した書面）
- ⑦ 設立同意者名簿（設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面）
- ⑧ 収支予算書
- ⑨ 創立総会議事録又はその謄本
- ⑩ 理事会議事録又はその謄本  
（※理事会に出席した理事及び監事の議事録への署名又は記名押印が必要です。）
- ⑪ 役員選挙録（指名推選制の場合は除く。）
- ⑫ 発起人代表以外の発起人の委任状（認可申請が発起人代表によりなされているとき）
- ⑬ 役員の就任承諾書
- ⑭ 設立同意書及び出資引受書
- ⑮ 発起人の印鑑証明書（⑥及び⑫において発起人が押印した場合に限る）
- ⑯ 発起人の事業の実態を証する書類（⑥及び⑫において発起人の押印がない場合に限る）

袋とじ又はステープラ留めしたものを**2部提出**

### 一括提示

※コピーをさせていただきます。  
※コピーをさせていただきます。

窓口又は郵送による提出



審査



交付

### ●窓口による提出

東京都庁第一本庁舎20階北側 協同組合窓口にて提出してください。

### ●郵送による提出

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階北側  
東京都産業労働局商工部調整課協同組合担当 宛

（※郵送による返却をご希望の方は返信用封筒の同封をお願いいたします。）

（※郵送によるご提出の場合、⑬～⑯の書類についてはコピーを提出してください。）

申請書の1部に認可書を添付し、袋とじして交付